

公益財団法人日本自転車競技連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) 連盟としてのビジョンや運営方針について令和4年度に中長期計画を策定した。 (2) 令和7年3月の理事会で承認され、中長期基本計画を公表（HPに掲載）している。 (3) 計画策定にあたっては外部コンサルタントを選定し、役職員だけでなく全競技種目の部会長からもヒアリングを行うなど、幅広く意見を募った。	①中長期事業計画 ②令和4年度第10回理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 中長期計画の重点領域の一つである「②組織・体制の見直し」の中で「事務局体制の見直し」を計画している。 (2) 組織力強化の為に事務局体制見直しについて上記のとおりHPでの中長期計画で公表を予定しているが、令和6年度の事業計画書において事務局長の直雇用を目指す計画を記載・公表している。連盟HPにおいてを公開している令和6年度事業計画書→URL： https://jcf.or.jp/wp2012/wp-content/uploads/2024/03/01d08a9b5e85f87a09c0a07c2d26826f.pdf (3) 計画策定にあたっては外部コンサルタントを選定し、役職員だけでなく全競技種目の部会長からもヒアリングを行うなど、幅広く意見を募った。	①中長期事業計画 ②令和4年度第10回理事会議事録
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 令和4年度より中長期計画の重点領域の一つである「⑥マーケティング」及び「⑦財源」について広報・マーケティング委員会を設立し、中長期的な収益確保に向けた活動内容概要を策定している。 (2) 令和7年3月の理事会で承認され、中長期基本計画を公表（HPに掲載）している。 (3) 計画策定にあたっては外部コンサルタントを選定し、役職員だけでなく全競技種目の部会長からもヒアリングを行うなど、幅広く意見を募った。	①中長期事業計画 ②令和4年度第10回理事会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 外部理事の目標割合を25%と設定し、理事会推薦枠の活用で令和5年の理事改選は目標を達成することができた。 (2) 女性理事の目標割合は努力目標として40%とし、目標達成に向けて具体的な方策としては、外部理事と同様に理事会推薦を講じている。令和6年6月時点での女性理事の割合は、25%となった。今後は目標達成に向けて、理事候補者を複数人推薦する加盟団体は女性を含めなくてはならないとする等の役員選任規程の改訂を行い、目標達成を目指す。	③役員名簿(外部理事割合・女性理事割合明記、外部理事判断根拠、理事担務明記) 84.役員選任規程 改訂版 85.役員選任規程に関する内部規程 改訂版
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 外部評議員の目標割合は3%(2名)とし、達成に向けた具体的な方策として「会長が6名以内で推薦する学識経験者」枠を定款に定めている。 (2) 女性評議員の目標割合は6%(4名)とし、達成に向けた具体的な方策としては、複数人推薦する加盟団体に対し女性を含めるよう協力を依頼し達成することができている。	④評議員名簿(外部割合・女性割合明記) ⑪定款
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) 令和5年11月に理事・アスリートから構成される「アスリート委員会」を設立し開催している。 開催実績：令和5年11月、令和6年6月 (2) アスリート委員会の構成については、委員の資格を明確にしたうえで、オリンピック競技種目全部会からの推薦を受けた者及びアスリート委員会が推薦する者から、種目及び性別のバランスを留意して人選している。 (3) アスリート委員会にはアスリートの他、本連盟の理事が2名以上担当し、委員長は理事が就任することで組織運営に速やかに反映できる方策を取っている。	⑤アスリート委員会規程 ⑥アスリート委員会名簿 ⑦アスリート委員会議事録
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 現状、専門的知識を有する理事を含む20名の理事により理事会を構成しているが、業務執行理事が10名となっていることから適正な規模であると考え。中長期計画に基づき令和5年度役員改選後に組織の見直しを図り、13の専門委員会と9の専門部会を設置。各委員会・部会には原則理事を2名以上配置することとしている。各委員会・部会に複数名体制で理事を配置することは、部会から委員会を経由した理事会との連携や意思疎通を円滑にさせる役割を担うとともに、理事による業務執行の監督上も、適切なガバナンス機能に寄与している。	③役員名簿(外部理事割合・女性理事割合明記、外部理事判断根拠、理事担務明記) ⑧JCF組織図 ⑨令和5年度第5回理事会議事録 令和5年度第5回理事会資料(令和5・6年度組織体制について) ⑩令和5年度第6回理事会議事録 令和5年度第6回理事会資料(令和5・6年度委員会及び部会体制について)
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 本連盟においては、定款第31条第6項により、理事又は監事は、就任時においてその年齢が70歳未満でなければならないと規定している。	⑪定款

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	(1) 役員の再任上限を原則5期(10年)とする「理事再任期間上限に関する規程」を制定し、令和3年度の役員改選から適用している。 (2) 令和7年1月の評議員会において、必要な経過期間を2期4年とする規程改定を行った。 ※上記理由の他、令和5年度の役員改選において激変緩和措置(または例外措置)の適用は無い。	⑫理事再任期間上限に関する規定
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 役員候補者選考委員会の設置については、令和7年1月の評議員会において設置規程を制定した。 (2) 前記(1)において構成員に有識者を配置することとした。 (3) 前記(1)において構成員の半数以上を現職の理事(外部理事含む)が占めないようにすることとした。	⑬役員選任規程見直プロジェクト資料 82.役員候補者選考委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
11	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が 適用対象となる法令を遵守するために必 要な規程を整備すること	(1) 本連盟における加盟団体、評議員、役職員、登録者およびその他競技関係者については、コンプライアンス規程第2章に「禁止行為」として法令遵守および本連盟諸規程、並びに社会規範上の不適切な行為を禁止する旨を記載し、同第3章で違反した際の処分等について定めている。さらに職員については、事務局職員服務規程第2条第1項第1号で本連盟諸規程を遵守する旨で記載し、就業規則第8章第2節で違反した際の懲戒について別途定めている。加えて、強化指定選手および強化スタッフについては、自転車競技強化指定選手・強化スタッフ行動規範各項に「行動規範」および違反した際の処分等について定めている。	⑭コンプライアンス規程 ⑮就業規則 ⑯事務局職員服務規程 ⑰自転車競技強化指定選手、強化スタッフ行動規範
12	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ①法人の運営に関して必要となる一般 的な規程を整備しているか	(1) 定款をはじめ、常務理事会（議事運営）規程、専門委員会規程、部会に関する規程等、業務に関する各種規程を整備している。	⑪定款 ⑱常務理事会議事運営規定 ⑲専門委員会規定 ⑳専門委員会業務分掌 ㉑部会に関する規程 ㉒部会の業務分掌について
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ②法人の業務に関する規程を整備して いるか	(1) 事務局規程、個人情報保護管理規則、特定個人情報取扱規程等、法人の業務に関する必要な各種規程等を整備している。	㉓事務局規定 ㉔個人情報保護管理規定 ㉕特定個人情報取扱規程
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を 整備しているか	(1) 役員に関する「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」、事務局職員の給与等に関する「給与規程」および役職員の旅費等に関する「出張旅費規程」を整備している。	⑳役員及び評議員の報酬並びに 費用に関する規定 ㉗給与規定 ㉘退職手当規定 ㉙役職員旅費規程
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ④法人の財産に関する規程を整備して いるか	(1) 定款第4章において本連盟の資産・会計について定めているほか、経理規程、物品取扱規定、特定費用準備資金等取扱規程等、法人の財産に関する各種規程を整備している。	㉚経理規定 ㉛物品取扱規定 ㉜特定費用準備資金等取扱規程
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備 しているか	(1) 下記諸規定を整備している。 ・競技者登録規程等において、登録者（チーム等を含む）の範囲・手続き等の必要事項に加え、登録料に関する規則を定めている。 ・加盟団体規程において、本連盟加盟団体の年次分担金の納入に関する規則を定めている。 ・維持会員規程において、維持会員の権利・義務に加え、維持会費の納入に関する規則を定めている。 ・寄附金等取扱規程において、通常寄附金および特別寄附金に関する規則を定めている。	㉝競技者登録規程 ㉞公認審判員規定 ㉟主催者登録規程 ㊱チーム登録規程 ㊲加盟団体規程 ㊳維持会員規程 ㊴寄付金取扱規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考 に関する規程その他選手の権利保護に関 する規程を整備すること	(1) 選手強化委員会規程、部会に関する規定、部会の業務分掌において、代表選手についての手順及び選考規則を定めている。 (各種目別部会による選手選考基準の作成と強化指定選手及び代表選手の選定→選手強化委員会による承認) (2) 強化指定選手に対する指定取消し等の不利益処分に関する手続規程において、選手の権利保護に関する規則を定めている。 (3) 選手強化委員会規程および専門委員会規程において、代表選手を選考する場合等に部会員もしくは委員が対象となる選手と特別な利害関係がある ときは当該事項について議決から除外する規則を定め、公平性を確保している。	④選手強化委員会規程 ②①部会に関する規定 ②部会の業務分掌について ④強化指定選手に対する指定取 り消し等の不利益処分に関する 手続規程
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に 関する規程を整備すること	(1) 公認審判員規程において、第1級から第3級までの審判員に必要な技量を定め、同規程に基づき資格審査を行い登録・管理を行っている。大会に おける審判については、その役割に応じ必要な資格を定め、審判の質の確保を図っている。現状、主要な大会における審判員の配置については、大会の 格や規模および審判員の経験値等による合理的な配置、選手との利害関係の有無等の公平性の確保等を総合的に勘案して審判委員会が選任している。審 判委員会における主要な審判員の選任にあたっては、各審判員のスケジュールと担当回数を主要な考慮要素とし、各審判員の年間スケジュールを事前に 聴取して回数等を平準化すべくあつせんを行っている。	③④公認審判員規定
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士へ の相談ルートを確認するなど、専門家に 日常的に相談や問い合わせをできる体制 を確保すること	(1) 法律相談の全般として、法律事務所との顧問契約を締結し、業務遂行上に懸念等ある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 (2) 職員は業務遂行上、必要に応じて法的知識を学ぶための外部研修等を受講しており、今後も継続的に実施する予定である。	④②顧問弁護士契約書 ④③職員外部研修受講資料
20	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し 運営すること	(1) 本連盟では、平成30年度第6回理事会の決議を得て、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が策定したコンプライアンス強化ガイドラインを参照 し、コンプライアンス関連規定の全面見直しを実施するとともに、従来の「倫理委員会」にコンプライアンスの要素を含めた「コンプライアンス委員 会」として改組し設置している。令和3年及び令和4年については理事会からの審議事項も無かったことからコンプライアンス委員会は開催されなかつた が、令和6年度以降は毎年1回以上開催する予定である。なお、直近は10月11日に開催した。 (2) コンプライアンス委員会の権限については、コンプライアンス委員会規程に定めている。前述の改組から1年間の運用を経て露見した運用上の不 具合について、令和元年度第1回コンプライアンス委員会の承認および令和元年度第7回理事会の決議を得て、コンプライアンス関連規定を一部改正を 行った。 (3) コンプライアンス委員会には女性種目にも精通している学識経験者を配置するとともに、コンプライアンス違反に対する処分審査を検討する審査 委員会に女性委員を2名配置している。	④④コンプライアンス委員会規定 ④⑤コンプライアンス委員会名簿 ④⑥コンプライアンス委員会議事 録 ④⑦調査委員会名簿 ④⑧審査委員会名簿
21	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員 に弁護士、公認会計士、学識経験者等の 有識者を配置すること	(1) 本連盟では、以下の委員によりコンプライアンス委員会を編成している。 ・本連盟理事（加盟団体選出2名・理事会推薦学識経験者2名）を含み、本連盟および自転車競技に精通している。 ・外部有識者として弁護士を含み、当該弁護士は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の調停人を務めることもあり、スポーツ法に精通している。 ・外部有識者として、元筑波大学人間総合科学研究科教授を含み、スポーツ倫理に精通している。	④⑤コンプライアンス委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 毎年JOCやJSCが主催する各種研修会等に担当理事及び担当職員が参加し、ガバナンスの強化に努めている他、役職員向けの研修会を毎年実施している。令和5年度は役職員向けのガバナンス研修を4回実施した。	㊦R5年度ガバナンス研修資料(4回分)
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 毎年アンチドーピングを中心とした講習会を実施しているが、令和5年度には、指導者・強化指定選手・大会参加者・支援スタッフ・未成年競技者の保護者など延べ約400人に対してアンチドーピング講習会をを8回実施した。	㊦令和5年度アンチ・ドーピング教育啓発活動実施報告書
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 毎年審判や指導者に対してコンプライアンスを含む講習会を実施しているが、令和5年度には審判員を含む競技関係者に対し「主催者ライセンス講習会」を開催し、主催者間での知識・経験を共有する場を設けることにより、大会運営の安全性と質を高めることに注力した。	51.令和5年度主催者ライセンス講習会案内
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 以下、組織運営に必要な専門家サポートを受けている <ul style="list-style-type: none"> ・協賛社等との各種契約におけるリーガルチェックや登録者等との係争等を想定して、法律事務所との顧問契約を締結している ・財務会計部門においては、法令に基づき監査法人との監査契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けている ・財務会計部門においては、諸税公課や日々の会計処理等における助言を求めることを想定し、税理士事務所と顧問契約を締結している ・労務部門においては、従業員の労働環境改善や労働法規対応を想定し、社会保険労務士事務所と顧問契約を締結している ・その他、事務局運営において専門性の高い外部民間企業のサポートを受けている (2) 各専門家とも、業務遂行上に懸念等ある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。	52.外部専門家サポート体制図 53.外部専門家契約書(土業分)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 外部監査法人および顧問税理士の指摘・助言を得て、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 (2) 本連盟監事には専門性を有する者を配置し、業務運営全般に係る監査を受けている。 (3) 財務・経理処理において、法令および本連盟規程に則った処理が行われているか、同外部監査法人による監査を受けるとともに、監事との面談が行われるなど、財務・経理の業務執行に関する適切性に係る監査を受けている。期末決算時においては、監事及び外部監査法人より監査報告書が作成提出されている。	⑩経理規定 54.監事監査規程 55.令和5年度監事監査報告書 56.監事名簿(適性説明入り) 57.令和5年度監査法人監査報告書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 各種補助金および助成金については、それぞれの補助事業等の規定(競輪補助事業の場合は、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」、「事務手続要領」等)および本連盟諸規程に基づき、手続きや科目など適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係る監査を受け、必要に応じ適切な対処を行っている。さらに、コンプライアンス規程第3条第1項第8号において、補助金および助成金の処理に関する不正を禁じ、違反した場合には懲戒処分の対象としている。	58.R6年度JKA補助金交付決定通知書類、スポーツ振興くじ助成金交付決定通知書類 ⑭コンプライアンス規程
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 法令で定められている法定備置書類(定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿 ほか)を事務所に常備し、要請に応じて開示できる状況を整えている。加えて事業・決算報告書をはじめ、各種規程、書類等を連盟HPで開示している。 公開URL: https://jcf.or.jp/digest/report/	59.連盟HP(報告関連)-R5年度事業報告書 60.連盟HP(報告関連)-R6年度予算書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 各種目における選手選考基準を本連盟HPで開示している。 公開URL: 各種目別ページ https://jcf.or.jp/road/player/ (例:ロード)	61.連盟HP(選考基準関連)
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) ガバナンスコードの順守状況については本連盟HPで開示している。 公開URL: https://jcf.or.jp/digest/report/	62.連盟HP(自己説明)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、利益相反を伴う重要な契約については、理事会へ報告をするとともに、法令に基づき決算報告書に記載している。定款および各規程において、各種選任、選考または登録承認において特別な利害関係がある者を除外して議決する旨の規則を定めている。 (2) 2020年度第2回(6月開催)理事会にて「利益相反ポリシー」を制定し、役職員に対して適宜利益相反ポリシーの研修を行っている。	63.利益相反ポリシー
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 2020年度第2回(6月開催)理事会にて「利益相反ポリシー」を設定した。	63.利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 平成30年3月より不正行為等通報窓口を本連盟HPに設置している。 (2) 窓口担当弁護士との委託契約書において守秘義務を課している。 (3) 担当する職員については就業規則により機密の厳守と漏洩の禁止を定めており、通報に関する事実調査および処分審査を行う調査委員会および審査委員会については調査委員会・審査委員会設置規程において守秘義務を課している。 (4) 通報相談窓口規程において、同窓口の周知徹底、通報者保護、守秘義務および不利益取扱の禁止を定めている。 (5) 令和7年1月に役職員を対象とした通報窓口に対する説明会を実施した。 通報窓口URL : https://jcf.or.jp/report/	64.通報窓口相談規程 65.通報窓口業務委託契約書 66.調査委員会・審査委員会設置規程 83.通報窓口説明会資料
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 通報窓口は外部弁護士に委託し、調査委員会および審査委員会にも本連盟理事のほか弁護士および学識経験者を必要数配置している。	④7調査委員会名簿 ④8審査委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	(1) 懲罰制度および関連手続を規定したコンプライアンス関連規程については、日本スポーツ仲裁機構が提供しているガイドラインに基づき、平成30年度に全面的に見直しを行った。 (2) コンプライアンス規程において、禁止行為、処分対象者および処分の内容を定めており、同規程は本連盟HPおよび本連盟発行の競技規則集に掲載し周知を図っている。処分手続規程および同細則において、処分に至るまでの手続を定めており、処分審査にあたっては対象者に対し、これらの規程を通知している。 (3) 処分手続規程および同細則において、処分審査対象者に対し、聴聞の機会を設けることと定めている。 (4) 処分手続規程および同細則において、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知すること定めている。	67.処分手続規程 66.調査委員会・審査委員会設置規程 ⑭コンプライアンス規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 調査委員会・審査委員会設置規程において、調査委員と審査委員の兼務を禁止するとともに、両委員会にはそれぞれ法律に精通した有識者および競技に精通した者を配置すること、および処分を審査する審査委員会については本連盟に現に所属していない第三者委員を配置することを定めている。 現状、調査委員会は弁護士資格を有する委員1名(第三者委員)を含む委員構成とし、審査委員会は弁護士資格を有する委員1名(第三者委員)および学識経験者(第三者委員)を含む委員構成とし、ともに専門性および中立性を確保している。	⑭コンプライアンス規程 67.処分手続規程 ④⑦調査委員会名簿 ④⑧審査委員会名簿 66.調査委員会・審査委員会設置規定
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) 登録者規程および処分手続規程において、懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めており、日本スポーツ仲裁機構のHPにおいても自動応諾条項の採択団体として掲載されている。 (2) 登録者規程において、登録資格審査、競技会への参加資格および国際大会選手団派遣の決定について、日本スポーツ仲裁機構への不服申し立てることができる旨を明記している。 (3) 日本スポーツ仲裁機構の規定に基づき、処分についての同仲裁機構への異議申し立てについては処分通知から6か月以内としている。	80.登録者規程 67.処分手続規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) 本連盟では、処分における書面通知において、日本スポーツ仲裁機構へ不服を申し立てることができる旨を明記している。	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) リスク管理規定を制定し、危機管理体制を構築している。 (2) 危機管理マニュアルを策定している。 (3) リスク管理規定において「リスク」を定義し、事態への対応及び基本方針について定めるとともに、危機管理マニュアルにおいてより具体的な手順等について定めている。 (4) リスク管理規定及び危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1) 令和5年9月に連盟公認大会であるツール・ド・北海道において死亡事故が発生した。リスク管理規定の基本方針に基づき対策プロジェクトを立ち上げ、①原因の究明、②再発防止策の決定及び実施を、定期的に理事会及び評議員会で報告している。また令和5年12月に本連盟強化スタッフによる薬物事案が発生したが、コンプライアンス規程及び処分手続規程に則り、調査委員会、審査委員会を経て、令和6年1月に処分を決定し連盟HPにて公表した。 (2) 強化スタッフ、強化指定選手及びその関係者に対して、インテグリティ研修を改めて実施した。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	(1) 外部調査委員会設置を要する危機及び不祥事は発生していないが、外部調査委員会設置に関する規定を令和7年3月までに制定する予定である。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 加盟団体規程において、加盟団体の権利義務を定めている。 (2) 中長期計画の重点領域③「関連団体との関係性構築」において方針を定めている。 (3) 年2回開催する評議員会および年1回開催する加盟団体説明会において、組織運営および業務執行の適正化のために、スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の内容等を説明するとともに、同コードが求める地方組織等における法人格取得について具体的な手順を共有するなど積極的に推進を図っている。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1) 令和5年度を含め加盟団体説明会を毎年7月に実施しており、また令和5年度より「関連団体連携委員会」を設立し、加盟団体や競技種目別団体等との連携を深め強化育成・普及拡大や自転車競技を「ささえる」人に対する自転車の競技価値向上を図っている。	